

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

(宛先)
大津市保健所長

届出者（管理者）氏名 _____

次のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

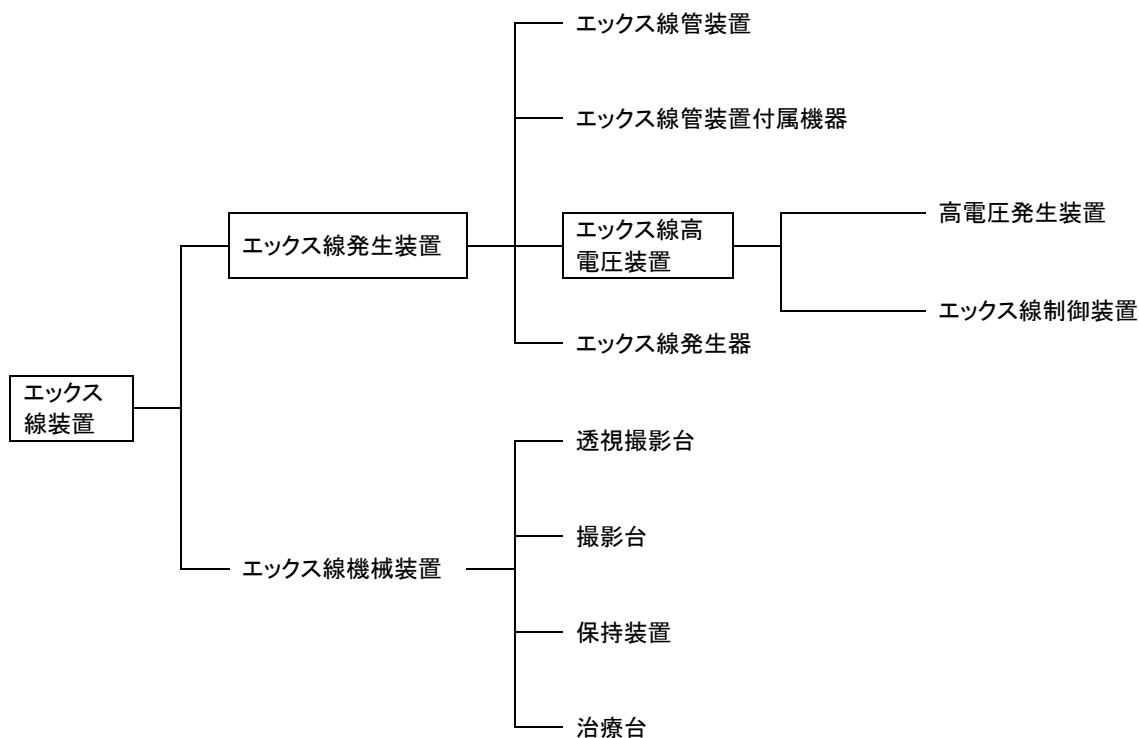
診療所の名称		(フリガナ)			
診療所の所在地					
エックス線装置	製作者名				
	台数	台	使用管球数	管球	
	設置年月日	年 月 日			
装置の型式（製品名・製造品名等）（※）	エックス線装置				
	エックス線発生装置				
	エックス線高電圧装置				
エックス線高電圧発生装置の定格出力	変圧器式	短時間	kV	mA	S
			kV	mA	S
		連続	kV	mA	
	コンデンサ式	kV	μF		
エックス線装置の用途（主たる用途に○をつける。複数可）	1 直接撮影	2 間接撮影	3 断層撮影	4 X線TV	
	5 アンギオ	6 CT	7 移動（撮影・透視）	8 歯科	
	9 パノラマ	10 検診車搭載	11 その他（ ）		
エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要					
エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴	氏名	職種名	エックス線診療に関する経歴		
			年 月免許取得 (番号)		

添付書類

- 1 エックス線診療室の周囲の状況を示す平面図（隣接室名、上下階の室名、標識・標示の位置等を明記してください。）
- 2 エックス線診療室の平面図及び立面図（図面の縮小率を明記の上、エックス線の主な照射方向、エックス線管焦点から天井・床・壁面までの距離及び防護物等の位置を記入してください。）
- 3 主たる使用方法におけるエックス線診療室の放射線量（移動型の場合にあつては、線量分布図）、診療室の隔壁等の外側における放射線量及び管理区域の境界における放射線量の測定結果又は計算書

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 (※) 装置の区分は次のとおりとします。



別紙

1 診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

共通	医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管および照射筒の遮へい	有	・	無
	総 ろ 過	アルミニウム当量 モリブデン当量		ミリメートル

直接撮影	照射野絞り装置	有	・	無
	医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	以上	・	未満

透視	患者への入射線量率 50ミリグレイ/分	以下	・	超える
	一定時間経過時に警告音等を発する事のできる透視時間を積算するタイマー	有	・	無
	高線量率透視制御	有	・	無
	焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置またはインターロック	有	・	無
	受像面を超えないように照射野を絞る装置	有	・	無
	受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時(接触可能表面から10センチメートル)	以下	・	超える
	最大受像面を3センチメートル超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ/時(接触可能表面から10センチメートル)	以下	・	超える
	利用線錘以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段	有	・	無

胸部集検用間接撮影	利用線錘が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有	・	無
	接触可能面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1曝射以下となる受像器の一次防護遮へい体	有	・	無
	接触可能面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1曝射以下となる被写体周囲の箱状の遮へい物	有	・	無

移動・携帯型	エックス線管焦点および患者から2メートル以上離れて操作できる構造	有	・	無
	装置の保管場所			

治療用	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有	・	無
-----	-----------------------------------	---	---	---

口内用	照射筒先端における照射野の直径			センチメートル
-----	-----------------	--	--	---------

2 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使用室の名称	
--------	--

診療室の防護物の概要

	遮へい物を設ける場所	遮へい物	構造、材料、厚さ
	天井		
	床		
周囲の壁等		(東)	
		(西)	
		(南)	
		(北)	
		監視用窓	
	出入口の扉		
	その他の開口部		
	操作室		有・無()
	診察室の標識		有・無

	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有・無
	使用中の表示	有・無
管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	立入制限措置	有・無
	標 識	有・無
敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域および境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
そ の 他	放射線診療従事者の被ばく測定器具	
	防護用具(防護前掛等)	有・無